

令和3年 第1回  
喜茂別町農業委員会総会 議事録

(令和3年1月26日 開催)

公表用

喜茂別町農業委員会

## 喜茂別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月26日（火曜日）午後6時00分 開会  
午後6時25分 閉会

2. 開催場所 喜茂別町役場 2階 大会議室

3. 出席委員（9人）

|       |    |         |
|-------|----|---------|
| 会 長   | 9番 | 内 尾 勝 稔 |
| 職務代理者 | 1番 | 前 田 昌 明 |
| 委 員   | 2番 | 行 天 雄 也 |
|       | 3番 | 渡 辺 雄 一 |
|       | 4番 | 越 後 功   |
|       | 5番 | 笠 井 孝 一 |
|       | 6番 | 菊 地 光 男 |
|       | 7番 | 齊 藤 信 一 |
|       | 8番 | 辻 野 始   |

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

|          |                                 |
|----------|---------------------------------|
| 第1       | 会期の決定                           |
| 第2       | 会議録署名委員の指名                      |
| 第3 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について         |
| 第4 議案第1号 | 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積（下限面積）について |
| 第6 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について            |

6. 農業委員会事務局職員

|      |         |
|------|---------|
| 事務局長 | 大 元 真   |
| 係 長  | 大 迫 尚 樹 |
| 主 事  | 平 手 大 貴 |

## 7. 会議の概要

・午後6時00分 開会

|               |   |
|---------------|---|
| 議 長<br>(内尾会長) | <p>定刻となりましたので、これより、令和3年第1回喜茂別町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の出席委員は9名中9名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることをご報告します。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、議長において、前田昌明委員、越後功委員の両委員を指名いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定について、会期は本日1日といたします。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。</p> <p>日程第3 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p> |
| 事務局           | <p>●報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので報告いたします。</p> <p>(読み上げにより説明)</p> <p>以上で、報告第1号の説明を終わります。</p>  |
| 議 長           | <p>事務局より説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。</p> <p><b>【なしの声あり】</b></p> <p>質問等がなければ異議なしと認め、報告第1号は議案のとおり承認することと決定いたします。</p> <p>日程第4 議案第1号「農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積(下限面積)について」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>   |
| 事務局           | <p>●議案第1号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積(下限面積)について</p> <p>議案第1号農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積、下限面積についてご説明いたします。</p> <p>農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積、下限面積を下記のとおり設定することについて議決を求める。農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積、下限面積の制定について、別段の面積30アール、区域、喜茂別町全域といたします。</p> <p>以上で議案第1号の説明を終わります。</p>  |
| 議 長           | <p>事務局より説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。</p>  |

【挙手あり】

4 番越後委員

越後委員

この30アールという数値は例年この面積のままでしょうか。

事務局

30アールについては、平成23年に当農業委員会で30アールと定めて以降、そのままの数値で推移しています。30アールは一般的な畑作農家だと手狭な感じがするかもしれませんが、新規就農者の参入を考えると広い面積だとなかなか参入が図られないことから、新規就農者の参入を促進するため施設野菜を想定して30アールと定めた経緯であります。

議長

よろしいでしょうか。

そのほかにご質問はございませんか。

【なしの声あり】

質問等がなければ、異議なしと認め、議案第1号は議案のとおり承認することと決定いたします。

日程第5 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第2号については、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する委員が含まれるため、1番号ごとにそれぞれ質疑し議決を求めます。

それでは、番号1の議事に入る前に、                    委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により退席を求めます。

事務局より説明願います。

事務局

●議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

まずは、番号1についてご説明いたします。

農地権利の移転の設定のため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について議決を求めるものです。

別紙をご覧ください。

(議案別紙により説明)

以上で議案第2号番号1の説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

【なしの声あり】

質問等がなければ、異議なしと認め、議案第2号番号1については議案のとおり承認することといたします。

つづいて、議案第2号番号2の議事に移ります。

事務局より説明願います。

事務局

議案第2号番号2についてご説明します。

農地権利の移転の設定のため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について議決を求めるものです。

別紙をご覧ください。

(議案別紙により説明)

|      |  |
|------|--|
|      | <p>以上で議案第2号番号2の説明を終わります。</p>   |
| 議長   | <p>事務局より説明が終わりました。<br/>これより質疑に入ります。何か質問はございませんか。<br/>【なしの声あり】<br/>質問等がなければ、異議なしと認め、議案第2号番号2については議案のとおり承認することといたします。<br/>ここで退席された委員は着席願います。<br/>退席された委員に報告します。議案第2号番号1、番号2につきましては、議案のとおり承認されました。<br/>つづいて、議案第2号番号3の議事に移ります。■■■■委員は農業委員会等に関する法律第31条の規定により退席を求めます。<br/>事務局より説明願います。</p> |
| 事務局  | <p>議案第2号番号3についてご説明します。<br/>農地権利の移転の設定のため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について議決を求めるものです。<br/>(議案別紙により説明)<br/>以上で議案第2号番号3の説明を終わります。</p>  |
| 議長   | <p>事務局より説明が終わりました。<br/>これより質疑に入ります。何か質問はございませんか。<br/>【挙手あり】<br/>5番笠井委員</p>   |
| 笠井委員 | <p>全部の面積のうち一部を賃貸借するとなっているが、残りを対象外にする理由は使用方法か、賃貸しないで自身が使用するのかなどあるのか。</p>  |
| 事務局  | <p>残りについては賃貸人がご自身で営農されるということで除外し賃貸借することとなっています。</p>  |
| 議長   | <p>よろしいでしょうか。<br/>そのほかにご質問はございませんか。<br/>【なしの声あり】<br/>質問等がなければ、異議なしと認め、議案第2号番号3については議案のとおり承認することといたします。<br/>ここで退席された委員は着席願います。<br/>退席された委員に報告します。議案第2号番号3につきましては、議案のとおり承認されました。<br/>次に、議案第2号番号4の議事に移ります。<br/>事務局より説明願います。</p>   |
| 事務局  | <p>議案第2号番号4についてご説明します。<br/>農地権利の移転の設定のため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出が</p>  |

|     |   |
|-----|---|
| 議 長 | <p>あったので、許可の可否について議決を求めるものです。<br/> (議案別紙により説明)<br/> 以上で議案第2号番号4の説明を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。<br/> 【なしの声あり】<br/> 質問等がなければ、異議なしと認め、議案第2号番号4は議案のとおり承認することといたします。<br/> 番号1から番号4それぞれの議事がすべて承認されましたので、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請については議案のとおり承認することと決定いたします。</p> <p>これで、本総会の議案審議はすべて終了いたしました。<br/> 以上をもちまして、令和3年第1回喜茂別町農業委員会総会を閉会いたします。</p> |
|-----|---|

・午後6時25分閉会

上記総会議事録は事務局で作成したものであるが、内容に正確であることを証する。

令和3年第1回喜茂別町農業委員会総会

令和 3年 1月26日

喜茂別町農業委員会

会 長 内 尾 勝 稔 (印)

会議録署名委員 前 田 昌 明 (印)

会議録署名委員 越 後 功 (印)